

技能実習制法に係る中部地域協議会殿

2023年6月16日

外国人実習生SNS相談室 樽松佐一

連絡先 TEL 090-9893-7248

意見書

(1) 移籍先支援について

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針では、「機構は、技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習生が実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合には、**技能実習生からの相談に丁寧に応じるとともに、他の実習実施者又は監理団体の下で技能実習を行えるように調整する等の実習先変更支援を行う。**」と定められています。

私は昨年5件の申告で機構の移籍先支援を受けそれぞれ1、2カ月で移籍しました。実習生はいずれもいい会社だと言って喜んでくれています。いっぽう、実習生が機構に相談して監理団体が移籍先を探すことになったものでは数カ月たっても移籍先を探してもらえず、在留資格が切れる直前に当方に連絡が来るものがあります。そのうち酷いものを紹介します。

① 福岡県で10カ月待ち

福岡県の実習生Sは昨年6月末に来日し、8月より株式会社[REDACTED]で実習を始めましたが、1カ月実習したところで賃金が母国での契約書より低くなっていることが分かりました。Sはこれを訴えましたが、監理団体[REDACTED]事業協同組合は強制帰国させようとしてきました。Sは9月5日に機構福岡事務所に相談し、強制帰国は無くなり、機構の指導で監理団体が移籍先を探すことになりました。Sは毎月監理団体に聞きますが全く移籍先を見つけてもらえませんでした。また、実習をしていないため試験も受けられませんでした。今年5月に至っても移籍先が決まらず、6月には在留資格が切れてしまうため、当方から機構福岡事務所に申告しました。その結果やっと福岡事務所から移籍先支援のメール(→)が届き支援を受けられることになりました。6月9日に監理団体と入管にいき在留資格の手続きを行い非正規滞在を免れま

Được gửi từ iPhone của tôi

Vào ngày 29 thg 5, 2023, lúc 15:09, 福岡 (転
籍・求職) <tenseki-kyusyoku12@otit.go.jp>
đã viết:

Chào D [REDACTED]

Chúng tôi muốn xác nhận lại nội dung mà bạn đã
tố cáo vào ngày 22 tháng 5 năm Reiwa thứ 5. Hãy
trả lời các mục phía dưới và hồi âm lại cho chúng
tôi.

1. Về việc tư vấn vi phạm pháp luật, có phải nội
dung phía dưới không?

Có · Không

Vào ngày 5 tháng 9 năm 2022, bạn đã tư vấn
với văn phòng Hiệp hội thực tập kỹ năng quốc
tế (OTIT), Nghiệp đoàn quản lý tìm chỗ làm
mới cho bạn. Tuy nhiên, đến thời điểm hiện tại,
vẫn chưa có quyết định được chỗ làm mới.
Hàng tháng bạn đều có xác nhận với Nghiệp
đoàn quản lý, nhưng vẫn chưa tìm được chỗ

した。

② 福井県で強制帰国

福井県の実習生Tは2号移行試験に合格しましたが会社は2年目の実習に同意せず監理団体は在留資格の更新も移籍手続きもせず5月10日に帰国させるとしました。実習生は母国語相談に連絡しましたが、機構から具体的な助けはなく当方に相談、4月27日に申告しました。機構からは監理団体が移籍先を探すと連絡がありましたが、5月9日に監理団体から10日の飛行機で帰国させると言われたため、再度申告し在留資格が切れる直前の12日金曜日に機構富山事務所に行き、入管で短期滞在の在留資格に変更しました。しかしその後一カ月たっても移籍先の話はなく、監理団体から「失業給付の申請に必要」と退職届を書くよう言われました。失業給付の申請に退職届を出す必要はなく、逆に給付制限を受けることになります。帰国させるためだと思われる。次の面接は6月末と言われていています。

③ 事件

5月28日にの実習生から強制帰国の相談を受けて、機構名古屋事務所に不正の申告を行いました。実習生は不良品5千円×30個の罰金を払わなければ6月10日に帰国させるというものでした。6月9日に機構に同行した際には援助課と指導課が対応し、監理団体 氏の「本当は300個のところ30個だけ請求したと言われた」と説明がありました。不良箇所が彼女の担当した部分だったそうですが、社内の検品を通過し納品したもので、実習生個人の責任ではありません。

そもそもこのような罰金の請求は不正です。機構からは監理団体が移籍先を探すことになったと言われました。その際機構から「愛知県内では難しいかもしれないので、他県でもいいか」と聞かれました。は自動車の座席シート縫製の元請けなので、座席シート以外のアームレストやコンソールボックス縫製製造でも自動車の生地を持つを訴えた実習生を受け入れることは難しいからだと思います。この実習生は機構では「監理団体が移籍先を探し、当面はの寮に住むがその後は監理団体の宿舎に変わる」と言われましたが、機構名古屋事務所を出た後に監理団体から実習生に電話が入りました。監理団体からは「移籍先はいつ見つかるかわからない。それまでの生活費はどうするんだ」と1時間も説得され実習生は最終的に「明日の飛行機で帰国する」と答えました。帰国後、実習生から「お金はむりだった」とメッセージがきました。

5月31日 17:57

はい
すみません



けど しょうがないから
お金はむりだった

はい、たいじょうぶ

はい、

かいしゃ
わるい
あなた
わるくない

はい、わかった

他にも不正を申告して、移籍させることになった事件でも監理団体まかせにしたものでは半年以上かかったものが少なくありません。実習期間中に何らかの不正があった場合には、監理団体まかせにせず機構として移籍先支援をすることが必要だと思います。

(2) 監理団体の生活支援

先の福岡の実習生は生活費が払えないため友人のところに住んでいました。以前不正な職場から逃げてきた実習生も友人宅にいて、すでに在留期限が切れていました。関東から逃げてきた女性は難民申請をしていました。この女性は不正の証拠があったので入管の指導で機構に連絡して、在留資格を技能実習に戻し移籍することとなりました。

一宮市の■■■■(脱税で告発、その後監理団体を不許可)では移籍待ちの間は一部屋に二段ベッドで5人が入り、家賃3万円を請求され実習生は友人宅に避難しました。移籍期間中でしたが、彼は生活費がないため名古屋入管に説明してコロナ禍による帰国困難の特定活動にしてもらいました。

移籍待ちの間の寮費と生活費について入管は「技能実習生の責によらぬ事由で実習継続が困難となり実習先を変更する場合、実習実施者及び監理団体は他の実習実施者や監理団体との連絡調整その他の必要な措置を講じる必要がある。この必要な措置とは、個々の実習生の状況に応じて対応するものであり、様々な支援を行うことが想定されるが、すべての措置の費用を監理団体の負担とするものではない。」(2023年3月14日意見交換会)と回答しました。

実習実施機関については寮費の実費基準が定められています。監理団体が寮費を請求する場合には、最低でもこの基準を守らせるよう規定を設けていただきたいと思います。

機構は「実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。」としています。

■■■■の事件のように監理団体が生活費を保障せず、移籍までに数カ月もかかる場合には「宿泊することが相当でない場合」とみなして宿泊先を提供すべきと思います。

(3) 寮の退去費用

昨年からは帰国するときや特定活動、特定技能で他の会社を希望した実習生に対して法外な退去費用を請求されたという相談が相次ぎました。これについて機構は「宿泊施設を退去する際に発生する費用の負担について(注意喚起)令和5年3月22日」

で「宿泊施設の退去費用自体は当事者間で解決すべき問題であることから、トラブルを未然に防止するため、将来的に退去費用を負担する可能性が生じる技能実習生に対して、入居前にあらかじめその内容や目安となる金額を説明の上、合意を得ておくことが望ましいと考えられます。ただし、監理団体が、監理事業として技能実習法施行規則第14条第1号の規定に基づき確保した宿泊施設を技能実習生が退去する際に、実費相当額以上の金銭を当該技能実習生から徴収した場合、監理事業に関し、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けることを禁止する技能実習法第28条第1項の規定に抵触する可能性が生じることから、改めて注意喚起致します」としています。

しかし、これで実習生が交渉することは事実上不可能です。注意喚起ではなく、退去費用について「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(国交省)に沿って実費以内と定めていただきたいと思います。

(4) 座席シート縫製試験機関の問題

① 基礎級試験で全員不合格

6月に相談のあった5人の実習生はいずれもインドネシア出身で、2022年6月26日に入国し豊田市のA工業で座席シートの縫製実習をしてきました。2023年2月11日に座席シートの基礎級試験を受けましたが、全員不合格となりました。5人のうち、2人はN4の資格を持っており、全員が不合格となったことは不自然です。

また実習生は3月8日に再試験を申し込みましたが、XXXXXXXXXX協会から連絡が来たのは4月24日で、再試験は6月24日と言われました。在留期限6月26日の二日前です。これでは、実習生は安心して技能実習を続けることができません。

「外国人技能実習制度について」(令和5年5月12日改訂)の「技能実習生に対する支援・保護方策」「技能実習生への技能検定等の受検手続支援」によれば「技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体(企業単独型技能実習の場合は実習実施者)からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこと」とされています。

2022年の技能実習中部地域協議会にでもJITCOから「受験システムについて受験の合否の検索が簡単にできず使い勝手が悪いことや、外国人技能実習機構と試験機関の連絡調整が不十分なため受験の合否の結果通知が遅くなっているとの声がある」「受験手続支援サイトについて、登録機関が早すぎて試験実施機関との調整の中で変更が生じやすいこと、様式が複雑であることなどにより使い勝手が悪いことや、受験の合否の結果通知が遅くなっているとの声がある」と意見書が出されています。

基礎級試験は実習6か月後からですので2月11日は7カ月目で適正ですが、再試験がビザ期限の2日前というのは「次の段階に円滑に移行」を困難にするものです。

② 高額な試験料

座席シート試験については上記意見のほか「受験料が材料費等も含め高いことに不満を持っている(防水施工職種、座席シート縫製職種、溶接職種等)」(JITCO 意見書 2021年6月)という意見もだされています。座席シート試験は基礎級が6万円で再試験は4.5万円です。研究協会会員になると2.5万円になります。全国を対象にしていますが試験会場が少なく、関東の実習企業は宿泊費も負担してたいへんだと言っています。

試験当日は監督官として■■■■の社員と監理団体■■■■の職員がきていたそうです。以前は協会会員になると過去問題を見せてもらえると書かれていました(下記HP)。座席シート職種企業は協会会員になるよう求められています。当該のA工業は会員になっていませんでした。偶然だと思いますが、同じく会員となっていないM社の実習生も全員不合格となっていました。上記の実習企業も監理団体を■■■■に変わるよう求められたと言っていました。

ご質問お問い合わせ

- ・お問い合わせ

会員コーナー

会員コーナーでは、過去試験で出題された試験問題等の閲覧が行えます。

閲覧するには、会員ID/PWが必要です。

【会員コーナーへはこちらから】

■■■■協会HPから

「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」には「受検料の収支の状況(会員と非会員で受検料が同じであることを基本とするが、会員と非会員で受検料が異なる場合はその理由を含む。)について、毎年度、確認を行うとともに、必要に応じて受検料の見直しを行い、その結果を機構に報告すること。」とされています。

■■■■協会の対応は技能実習試験の公正さに疑義をもたれるものです。

この協会は民間試験機関としては最も早く2012年に第1回技能評価試験を実施(経済産業省・JITCO 立ち会い)、その後技能実習法が施行されてからは自動車座席シートの技能実習評価試験機関として認定されました。豊田市仲町にあるトヨタサテライトは同協同組合の理事長であった■■■■氏の会社である■■■■の建物です。■■■■は■■■■協会の筆頭理事です。協会監査役は監理団体■■■■の理事長であり■■■■事務局長の事実上の親族が監理団体■■■■の経営に関わっています。かつてこの事務所には派遣会社■■■■株式会社が入っており研修生(当時)の監理は実質的にここがやっていました。■■■■は2014年に派遣法違反で

業務停止処分を受け、ホームページで社名を公表されています。この [] の [] 社長は処分と同時期に [] 協会の事務局の仕事をしています。また監理団体 [] も一時この場所に事務所を置いていました。

このような特定企業が試験機関に影響力を持つことは試験機関として不適切と考えます。技能実習機構として調査と指導を求めます。

(5) SNS での相談受付を

技能実習機構の令和3年度業務統計によれば相談件数 20,701 に対し、機構への申告件数は 104 件にとどまっています。相談内容や各県労働局の監督結果からみても申告件数が低すぎると思います。実習生から「機構に相談したが解決しなかった」と言われたことが少なくありません。「相談」が聞くだけになって、さらに詳しい証拠を求めることなく、どこが技能実習制度の不正になるのか理解できていないのではないかと感じました。

私は昨年、技能実習生から 70 件ほどの相談を受けました。そのうち帰国飛行機代についてはすでに機構から文書も出されていますので、機構の母国語相談で解決してもらおうようにしてきました。15 件について代理人として全国の機構事務所に不正申告を行いました。このうち労基法違反は労基署への申告を援助し、強制帰国、職種違反などについては機構に申告してきました。

職種別 技能実習計画認定件数および失踪者数（構成比）

職種	産業別認定者数・失踪者数												
	2018年度		2019年度		2020年度			2021年度			2022年度上期		
	認定	失踪	認定	失踪	認定	失踪	失踪率	認定	失踪	失踪率	認定	失踪	失踪率
1 農業関係	39,295	1,342	32,419	1,132	23,417	645	2.8%	16,467	678	4.1%			403
2 漁業関係	4,208	136	3,014	112	2,343	62	2.6%	1,847	55	3.0%			27
3 建設関係	71,299	3,615	76,013	3,582	57,767	2,693	4.7%	35,606	3,838	10.8%			2,016
4 食品製造関係	70,401	961	68,843	890	48,795	507	1.0%	33,346	496	1.5%			275
5 繊維衣服関係	31,786	689	24,022	556	15,043	381	2.5%	9,704	409	4.2%			161
6 機械金属関係	72,673	634	58,819	741	36,362	454	1.2%	25,520	461	1.8%			236
7 その他	85,774	1,157	88,120	1,252	66,157	899	1.4%	45,746	1,156	2.5%			670
9 以外取扱職種	13,849	618	14,904	521	6,524	244	3.7%	3,151	72	2.3%			10
合計	389,321	9,052	366,167	8,796	256,408	5,885	2.3%	171,387	7,167	4.2%			3,798

職種	認定者・失踪者の産業別割合									
	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度上期	
	認定	失踪	認定	失踪	認定	失踪	認定	失踪	認定	失踪
1 農業関係	10.1%	14.8%	8.9%	12.9%	9.1%	11.0%	9.6%	9.5%		10.6%
2 漁業関係	1.1%	1.5%	0.8%	1.3%	0.9%	1.1%	1.1%	0.8%		0.7%
3 建設関係	18.3%	39.9%	20.8%	40.8%	22.5%	45.8%	20.8%	53.6%		53.1%
4 食品製造関係	18.1%	9.5%	18.8%	10.1%	19.0%	8.6%	19.5%	6.9%		7.2%
5 繊維衣服関係	8.2%	7.6%	6.6%	6.3%	5.9%	6.5%	5.7%	5.7%		4.2%
6 機械金属関係	18.7%	7.0%	16.1%	8.4%	14.2%	7.7%	14.9%	6.4%		6.2%
7 その他	22.0%	12.8%	24.1%	14.2%	25.8%	15.3%	26.7%	16.1%		17.6%
9 以外取扱職種	3.6%	6.8%	4.1%	5.9%	2.5%	4.1%	1.8%	1.0%		0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%

* 去務省、厚労省資料から筆者が作成

国会でも問題となった大量の失踪者はコロナ禍で若干減りましたが、去年は半年で3,798件とあまり減っていません。失踪者の半数以上(53.1%)は建設業で、認定者の割合と比べると他産業の2倍の失踪率になっています。次に高いのが農業です。

技能実習制度見直しの議論で、実習先に問題があっても移籍できないことが「奴隷労働」「人権侵害」と指弾され、実習制度廃止論の大きな理由となっています。しかし、このように失踪率は産業によって大きな差があり、全てを実習制度の問題点とするのは実態を見間違いかねません。機構は「建設業における技能実習制度の適正な運営の推進について(要請)」(2023.4.4)を出しましたが、必ずしも現場の実態に合っていない。

建設業・農業は製造業と違い、屋外の現場で口頭による作業指示が多く、実習生が「暴言」と受け止めることが少なくありません。実際にも暴言、なかには暴力事件もあります。またアスベスト作業など安全衛生の問題や職種違反の事例もあります。これらを実習生が説明することはとても難しく、私は動画や写真を送ってもらい証拠として機構に提出してきました。右の実習生が殴られている動画を札幌の労働組合におくり、機構札幌事務所でスマホをみてもらいました。札幌事務所はすぐに釧路に飛び、実習生を保護してくれました。



機構は「相談・支援体制の整備」としてHPに「電話、電子メール、手紙によって、申告及び相談を行うことができます。電話料金はフリーダイヤルで無料です。」としていますが、実習生がHPからメールアドレスを探すことはとても困難です。

実習生の大半は電話番号を持たず、無料で国際通話ができるSNSを利用しています。SNSができれば翻訳ソフトを使えますし、チャット機能を使えば通訳を含めたビデオ通話も可能です。各地方事務所でも通訳の確保が容易になります。しかし、今のところ厚労省、入管ともSNSの利用には消極的です。今年3月の移住連(移住労働者と連帯する全国ネットワーク)の要請に厚労省監督課は「労働基準監督署における労働相談対応にあたっては、外国人労働者を含め、ご相談される労働者の方の労働条件確保の問題を具体的に確認し、適切に対応する必要があることから、対面またはお電話により、直接お聞きするかたちでお受けすることが重要であると考えています」とSNSは使わないと回答しています。

技能実習機構はFACEBOOK ページを作成しましたが、メッセージを送ることができません。実習生たちはコメントを投稿していますが、これらについての回答也没有。これでは広報機能だけでSNSの双方向性の意味がありません。早急に改善をお願いします。

最後に昨年11月2日に法務省、厚労省に提出した「技能実習制度の見直しについて(骨子)」を添付します。これは有識者会議が設置される前に提出したものです。なお、全文は「コロナ禍の外国人実習生」(風媒社)に掲載してあります。

外国人技能実習機構さんの投稿

すべてのコメント

外国人技能実習機構
しつもんがあります。

SALMA | 返信する | 1/2/20
Dina Karissa
Visa tokutei katsu do masih berlaku?
UUMAZ | 返信する | 翻訳を見る | 1/2/20

外国人技能実習機構
先生、おはようございます。

SALMA | 返信する | 1/2/20
JP Decor
助けてください私は現在、日本でベトナム人研修生ですが、仕事はありません助けてください

SALMA | 返信する | 1/2/20
文部科学省
数字はすぐに理解できます。 <https://abacusgame.github.io/>

ABACUSGAME.GITHUB.I
Abacus Shapes
SALMA | 返信する | 1/2/20

Zein Aditya Syarif
Apakah bisa berganti bidang pekerjaan?
Saya mengalami cedera, dan sangat mengganggu pekerjaan saya, mohon bantuannya

SALMA | 返信する | 翻訳を見る | 1/2/20

Didi
Zein Aditya Syarif sama Kak, saya juga lebih parahnya lagi sampe di pulangkan
ini 20

SALMA | 返信する | 翻訳を見る | 1/2/20

Zein Aditya Syarifさんへ返信...

技能実習制度の見直しについて(骨子)

2022年11月2日

外国人実習生SNS相談室 樽松佐一

①労働者としての受け入れと保護を

日本の私たちに必要な労働者であることをきちんと位置付けることが重要です。日本人に対しては正規と非正規の対等が義務付けられています。外国人に対する「日本人と同等の待遇」を「日本人の最低限と同等」にしないことが重要です。そのうえで、技能実習法にあるように日本語が不自由で日本での仕事や生活に不自由な労働者に対する保護の在り方を定めるべきだと思います。

②廃止しかないのか

「奴隷労働」「人権侵害」という情緒的な批判だけでなく、不正の種類と数量、産業別・地域別不正の実態など客観的な実態把握と機構の果たしている役割など具体的な問題個所を明らかにすべきです。そのうえで、制度の問題と体制など実態の問題を見直します。

また、雇う側も零細な事業者が多く、言葉も入管手続きも誰かに頼らなくては働き手確保できません。ここが狙われています。失踪者にブローカーが近付いてくるのもこの理由があるからです。移籍の自由がないのは、受入れ事業者の義務とセットになっています。これは特定技能「支援」内容と比較するとよくわかります。

問題は不正があっても実習生が簡単に訴えられないことです。母国での莫大な手数料と借金があり強制帰国を心配します。会社の不正を訴えることができてても監理団体が移籍先を見つけなければ帰国させられてしまいます。移籍の自由を認めただけで人権侵害がなくなるとは思えません。移籍の自由を認めるためには国がその保障をすべきです。

③手数料問題について

手数料については受け入れ機関が送り出し機関から入国時の手数料と借金の総額を報告させ、虚偽申告があった場合には受入れを停止するなどの二国間協定を結ぶ必要があります。また、これが受け入れ機関によるものであった場合には計画認定を取り消します。

④監理団体への罰則強化

実習機関の不正については実習生からの申告や定期検査で一定の処分が行われ

ていますが、私の相談でも監理団体の指導が全くされておらず、明らかに監理団体の不手際で不正となっている事例が少なくありません。監理団体指導部は技能実習機構本部にあり、機構の地方事務所からの指導には限界があります。県をまたいで実習生を派遣する場合には各都道府県労働局に届け出るなど監理団体への指導と罰則の強化が必要です。

⑤ SNSでの相談受付が急務

実習生の大半が母国とビデオ会話ができるSNSを利用しています。機構には早急にSNSでの相談受付を行うことが求められます。そこでは相談だけでなく不正が疑われる場合には通訳も含めたチャットで必要な聞き取りや証拠提出を求めるようにしてほしいと思います。不払い残業の写真や暴力・パワハラ動画を送ったりすれば1万件の相談のなかには不正申告の可能なものがかかりでてくると思います。

受け付けた相談を各分野の担当者、通訳の協力を得て、適切にふりわけていく必要があります。そのうえで必要な聞き取り、証拠の収集を行い申告に結びつけることが必要です。

⑥ 受入人数制限、機構の体制拡充と権限強化、ハローワーク登録

受け入れ国と受け入れ人数の制限を行い、国内では技能実習生の求人をハローワークに登録することとします。「日本人と同等」の資料として実習計画に日本人の求人票を添付させます。現在でも外国人を雇用した場合には雇用届を出すことになっていますから、実習生の求人票をだすことは実務としても難しくないと考えます。ハローワークは東海4県に約60カ所ありますから、機構1カ所とは大違いです。機構にはハローワークの職員もきていますから、情報の確認も容易です。

また、機構の専門性と権限を強化すべきです。数年で元の入管や労働局に戻ってしまうため、不慣れな職員も少なくありません。プロパーの職員養成と権限の強化を求めます。

⑦ 産業別雇用政策を

実習生の失踪者が多い建設業では暴力・暴言、労災の相談がたくさんあります。解体や産廃での職種違反も少なくありません。ここをどうするかが問われています。農業では個人事業主や労基法の適用除外があります。

建設業、農業、それに介護も含めていずれも日本人が来ない、来ても離職率が高い産業です。日本人が来ない、すぐにやめてしまう状況を放置して安い外国人労働力で済ませようという企業・産業では不正はなくなりません。

その産業に必要な労働者を日本人も含めてどう確保、育成していくのか、そこに外国人労働者にどう協力してもらおうのかという産業雇用政策が必要です。

2023年6月19日

中部地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

(1) 受検支援に関して

受検手続支援サイトに受検情報を入力するが、別途試験実施機関に対しても受検申込書を作成する必要があるため、二度手間となるという声があるため、手続きの簡素化・改善をお願いしたい。

(2) 実習先変更支援に関して

実習先変更支援サイトについて、「フリーズする」、「エラーが表示される」といった声が寄せられている。外国人技能実習機構から「対処方法」がホームページにアナウンスされているが、今後も募集情報等が増加することが予想されるので、根本的な改善をお願いしたい。

(3) その他制度運営に関して

ホームページに掲載の送出国リストについて、タイ等は日本国内の連絡先項目（担当者名、住所、電話、メール）が掲載されているが、スリランカとブータンのリストについては日本国内の連絡先項目についての項目がない（掲載されていない）ので、項目を設けて情報を提供いただきたい（両国の送出国が日本国内の連絡先を設置していないということであれば、何らかの形でない旨表示するようお願いしたい）。

2. 法務省関連

- (1) 技能実習生の妊娠・出産に伴う技能実習生本人や子どもの在留資格に関して
外国人の妊娠・出産が社会的に大きな論点になっている中で、国内で出産を選択した技能実習生本人や生まれた子どもの在留資格がどのように扱われるのか、行政から十分な案内がないという声が寄せられている。このため、外国人が十分理解できるように整理して周知していただくようお願いしたい。

3. 厚生労働省関連

(1) 技能検定等の受検に関して

技能検定等の受検に関して、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、各試験実施機関の実態にも配慮しつつ、行政として技能検定試験・技能実習評価試験の体制構築をお願いしたい。

- ① 技能検定委員等の確保について、特に随時2級において自前での手配に苦慮するなど、困難を来している（左官職種、ハム・ソーセージ・ベーコン製造職種、婦人子供服製造職種、プラスチック成形職種等）。
- ② 受検場所の確保について、技能検定職種の場合自県では随時2級試験が実施されないことや、技能評価職種の場合も自県での試験が円滑に実施されないこと等により、受検地が他県の遠隔地になるなど、困難を来している（とび職種、そう菜製造業職種、座席シート縫製職種、電子機器組立て職種等）。
- ③ 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、現在使われていない旧式のものとなっていること、試験材の入手が困難であること、高価であることなど、苦慮している（防水施工職種、帆布製品製造職種、プラスチック成形職種、塗装職種等）。
- ④ 受検事務関係について、各都道府県職業能力開発協会・試験実施機関の日程設定・調整が遅いこと、試験結果の連絡が遅いこと、告知なしの様式変更があることなど、苦慮している（耕種農業職種、タイル張り職種、婦人子供服製造職種、溶接職種等）。
- ⑤ 試験内容については、難易度が高すぎたり（水産加工食品製造業職種、そう菜製造業職種、機械検査職種、工業包装職種等）、試験内容と実際の作業にずれがあり（建具製作職種、水産練り製品製造職種、織布運転職種、電子機器組立て職種等）、苦慮している。技能実習生向けの試験内容及び試験制度になるよう見直しをして欲しい。

⑥ 過去問等の教材について、公開がないなどにより対策ができず困っている
(溶接職種、宿泊職種、ゴム製品製造職種等)。

⑦ 受検料が材料費等も含め高いことに不満を持っている (座席シート縫製職種、
電気機器組立て職種、溶接職種等)。

(2) その他制度運用に関して

業務従事や受検に必要な安全衛生技能講習を近隣地域で受講することが
困難であるという声があるため、受講機会の拡大をお願いしたい。

※公開の可否：公開可

以上

外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2023年6月20日

日本労働組合総連合会東海ブロック連絡会

日本労働組合総連合会北陸ブロック連絡会

外国人技能実習法施行から5年が経過し、政府の技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において特定技能制度も含めた見直しが開始されました。取りまとめられた中間報告書では、技能実習制度を抜本的に見直した「新たな制度」の創設が提起されています。しかし、外国人技能実習機構や監理団体による枠組みは引き続き維持されるため、見直しの実効性を高めるために、今後検討すべき課題は多く残されています。

一方、足元でも技能実習生に対する低賃金や長時間労働、ハラスメント等の労働関係法令違反等の問題の発生は後を絶ちません。また、技能実習の中止や解雇、出国制限による帰国困難などの事案を含め困難な状況に置かれている技能実習生も依然として存在しており、制度の本旨に沿い、適正に制度を実施していくことが強く求められています。

連合は、適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
2. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。
3. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
4. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋する必要があることを周知徹底するとともに、監理団体において新たな実習先を斡旋することができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って新たな実習先を斡旋すること。
5. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。

6. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
7. 技能実習生の中には電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、メールやSNS等多様な相談支援体制を構築するとともに、技能実習生がアクセスしやすいよう多言語化対応等を含め、相談支援自体の周知を行うこと。
8. 日本労働組合総連合会東海ブロック連絡会ならびに日本労働組合総連合会北陸ブロック連絡会において把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
9. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に情報提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。
10. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
11. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構名古屋事務所の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。
12. 疾病や感染症などを含め安全衛生に係る技能実習生への情報提供については、やさしい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、監理団体および実習実施者への周知を徹底すること。
13. 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において議論されている両制度の見直しの方向性について、技能実習生や実習実施者、監理団体等に対し、正確かつ丁寧な周知を行うこと。
14. 実習先に不法行為があり、実習生が実習先の変更を希望した場合は、外国人技能実習機構が責任を持って新たな実習先を斡旋すること。

15. 実習生を受け入れる企業が、制度本来の目的である、国際貢献として技能実習生を受け入れる体力(財力、企業環境、賃金支払い能力など)があり、適正に運営できるのかを、事前に外国人技能実習機構が適切な判断をすること。
16. 技能実習生の失踪が問題となっている中、実習実施者・管理団体・機構・警察が適切に対処できるよう連携を図ること。

以 上